

シニアリビング あかり 重要事項説明書

(小規模多機能型居宅介護)

1. 事業の目的と運営方針

要支援、要介護状態にある方に対し、適正な小規模多機能型居宅介護を提供することにより、要支援、要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容

(1) 提供できるサービスの地域

事業所名	シニアリビングあかり(小規模多機能型居宅介護)
指定番号	3390100356
所在地	岡山県岡山市北区北方1丁目1-9
管理者の氏名	清水 勇貴
電話番号	086-201-1455
FAX番号	086-201-1456
サービスを提供する地域	岡北中学校及び操山中学校区

(2) 事業所の従業者体制

従業者	職務の内容	
管理者	業務の一元的な管理	1人
看護師又は准看護師	心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック及び指導、保健衛生管理	1人
介護支援専門員	居宅サービス計画、小規模多機能型居宅介護計画の作成等	1人
介護職員	介護業務	10人以上 (常勤換算)

・営業日 365日

・営業時間

　　通いサービス 9時～18時

　　宿泊サービス 18時～9時

　　訪問サービス 24時間

・登録定員 29名

　　通所サービスの利用定員 15名

　　宿泊サービスの利用定員 7名

(3) 設備の概要

○宿泊室 7室

利用者の居室は、原則個室（定員1名）とし、宿泊に必要な寝具・備品を備えます。

ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は定員2名とすることができます。

○食堂

利用者が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者が使用できるテーブル・椅子・箸や食器類などの備品類を備えています。(なお、居間と食堂は、同一の場所としています)

○浴室

浴室には利用者が使用しやすい、家庭的な浴槽を設けます。

○その他の設備

事業者は、台所、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備その他小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品を備えます。

3. サービスの内容

利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画を作成すると共に、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、隨時適切に通いサービス、訪問サービス又は宿泊サービスを組み合わせた介護を行います。

居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付します。

- ・通いサービス…事業所において、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。
- ・訪問サービス…利用者宅を訪問し、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。
- ・宿泊サービス…一時的な施設への入所となり、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。

4. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該小規模多機能型居宅介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

○介護報酬告示額の1割または2割または3割

(1) 基本料金（小規模多機能型居宅介護費：1ヶ月あたり）

※岡山市7級地 1単位=10.17円

介護区分	利用料	自己負担額（1割負担）
要支援1	35,086円(3,450単位)	3,508円
要支援2	70,905円(6,972単位)	7,091円
要介護1	106,357円(10,458単位)	10,635円
要介護2	156,312円(15,370単位)	15,632円
要介護3	227,391円(22,359単位)	22,740円
要介護4	250,965円(24,677単位)	25,097円
要介護5	276,715円(27,209単位)	27,672円

2024年6月1日～

(2) 加算料金等

・初期加算

1日につき 30 単位

※登録した日から起算して 30 日間 (1 カ月以上の入院後にも発生)

・認知症加算Ⅲ

認知症日常生活自立度Ⅲ・Ⅳ・Mの方 1 カ月につき 760 単位

・認知症加算Ⅳ

要介護 2 で認知症日常生活自立度Ⅱの方 1 カ月につき 460 単位

・看護職員配置加算 (I)

要介護 1 以上の方 1 カ月につき 900 単位

・訪問体制強化加算

要介護 1 以上の方 1 カ月につき 1,000 単位

・総合マネジメント加算 (I)

全ての利用者に適用 1 カ月につき 1,200 単位

・サービス提供体制強化加算 (II)

全ての利用者に適用 1 カ月につき 640 単位

・生産性向上推進体制加算 (II)

全ての利用者に適用 1 カ月につき 10 単位

・科学的介護推進体制加算

全ての利用者に適用 1 カ月につき 40 単位

・介護職員等処遇改善加算 (I)

月合計単位 (基本報酬+各種加算 (該当分)) の合計に 14.9% を乗じ、各個人の負担割合分を算出したもの。

(3) 送迎費用・交通費

・岡北中学校及び操山中学校区域 無料

・あかりより、片道 2km 以上 5km 未満 100 円/片道 (往復 200 円)

・あかりより、片道 5km 以上 10km 未満 200 円/片道 (往復 400 円)

・あかりより、片道 10km 以上 実費

・訪問利用の際、あかりより、片道 2km 以上 5km 未満 100 円/1 回

・訪問利用の際、あかりより、片道 5km 以上 10km 未満 200 円/1 回

・訪問利用の際、あかりより、片道 10km 以上 実費

(4) 食事の提供に要する費用 朝食 400 円、昼食 750 円、おやつ 100 円、夕食 750 円

(5) 宿泊に要する費用 2,600 円 (1 泊)

(6) その他、日常生活において必要となるものにかかる費用 (医療費、薬代、紙オムツ代、個人の嗜好に関する費用等) は自己負担とします。

5. サービス利用に当たっての留意事項

- ・利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報ください。
- ・事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。
- ・従業者に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

6. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とするべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、この計画に基づき、年2回利用者及び従業者等の訓練を行います。

7. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者的心身の状況が急変した場合やその他必要が生じた際には、予め指定された家族や主治医、協力医療機関への速やかな連絡等、必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 個人情報の保護

事業者は及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。

- 2 事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとします。
- 4 事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の同意を得ることとします。
- 5 事業者は、個人情報の保護に係る規定を公表します。

10. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

11. 身体拘束の禁止

事業者はサービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとし、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じます。
 - ①身体的拘束等の適正化のための指針整備
 - ②従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

12. 虐待の防止について

事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともにその結果について、従業者に周知徹底を図ります。

- 2 事業所における虐待の防止のための指針を整備します。
- 3 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年2回以上)実施します。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

13. 成年後見制度の活用支援

事業者は適正な契約手続き等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援します。

14. 感染症予防、まん延防止対策

事業所における感染症の予防又はまん延の防止のための検討委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)をおおむね6カ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

- 2 事業所は従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。
- 3 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。

15. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

○ 苦情受付窓口(担当者)

管理者 : 清水 勇貴
法人役員 : 森 義裕
受付時間 : 毎日・24時間
電話番号 : 086-201-1455 (シニアリビングあかり)

※当事業所だけで解決することが困難な苦情案件については、行政機関と協力し円滑な解決を図ります。

○岡山県国民健康保険団体連合会

住所 : 岡山市北区桑田町17-5

電話番号 : 086-223-8811

○岡山市役所保健福祉局事業者指導課

住所 : 岡山市北区大供3丁目1-18 KSB会館4階

電話番号 : 086-212-1013 FAX番号 : 086-221-3010

○岡山市保健福祉局介護保険課

電話番号 : 086-803-1240 FAX番号 : 086-221-3010

受付時間　：8時30分～17時15分（土日、祝日を除く）

16. 協力医療機関等

事業者は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

○協力医療機関

名称　：キタカタクリニック

住所　：岡山市北区大和町2丁目8番23号

○協力歯科医療機関

名称　：はなふさ歯科医院

住所　：岡山市北区下伊福西町7番32号

緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

17. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、施設は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

令和6年6月1日改正

令和 年 月 日

指定小規模多機能型居宅介護サービスの開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

〈事業者〉

所在地：岡山県岡山市北区北方1丁目1-19

事業所名：株式会社ファミリーズ シニアリビング あかり
(小規模多機能型居宅介護)
(指定番号：3390100356)

説明者：

令和 年 月 日

私は契約書及び本書面により、事業者から指定小規模多機能型居宅介護サービスについて重要事項説明を受け、同意しました。

〈利用者〉

住所：

氏名：

印

〈利用者家族代表者〉

住所：

氏名：

印 (続柄)